

大井町観光振興基本計画策定業務委託仕様書

1 業務名

大井町観光振興基本計画策定業務委託

2 業務の目的

大井町では、令和3年度にスタートした「大井町第6次総合計画」に基づき、「おおいゆめの里周辺」を中心とする、観光資源を有効活用して、官民連携により新たな施設の整備や交流体験事業を始めとする観光事業の推進を図り、観光・レクリエーション拠点の構築に取り組んでいくこととしており、その主な取り組みの一つとして、令和6年度から令和14年度までを対象期間とする大井町観光振興基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定する。

3 業務の範囲

- (1) 基本計画策定業務
- (2) 基本計画策定委員会運営支援業務

4 業務内容

業務内容は以下のとおりとするが、詳細や履行方法等については、受注者の提案に基づき、本町と受注者が協議のうえ決定する。

(1) 基本計画策定業務

町と調整のうえ、基本計画案を作成し基本計画策定委員会に諮る。基本計画案の策定にあたっては、次の事項を遵守すること。

① 基本計画の期間

基本計画の期間は、令和6年度から令和14年度の8年間とする。

② 各種計画等との整合性

本町の地域性や特性を十分考慮し、各観光行政庁が策定する観光計画等を勘案するとともに、本町の総合計画、都市マスタープラン等の各種計画との整合を図るものとする。

③ 既存観光資源の現状整理

本町の観光振興に関する現状について、町の観光資源（グリーンツーリズムを含む交流体験事業、おおいゆめの里と農業体験施設「四季の里」、民間事業者が運営する観光施設、グルメ、イベント、交通、民泊を含む宿泊施設等）やその歴史的背景を含め整理すること。

④ 観光拠点創出による効果

本町の観光資源である交流体験事業を更に推進していくため、おおいゆめの里及び農業体験施設「四季の里」周辺を本町の観光拠点として創出することとしているが、観光拠点の創出による効果と官民連携による観光サービスの拡大の可能性について整理すること。

⑤ 観光マーケティング調査

本町が推進する交流体験事業等の観光資源について基礎データの収集、課題の整理を行うとともに、次の調査・分析を行う。

- ア) 社会情勢の動向分析、アフターコロナでの観光トレンド・消費動向の変化について調査・分析すること。
- イ) 既存観光資源の方向性と活用施策について調査・分析すること。
- ウ) 地域産業への経済波及効果の拡大施策について調査・分析すること。
- エ) インバウンド拡大に向けた施策について調査・分析すること。
- オ) 地理的条件（東京圏域）について調査・分析すること。
- カ) 観光関連団体へのヒアリング調査

近隣の民間事業者、観光関連団体等へ行政が実施する観光振興に関する取り組みについて現状調査を行うこと。

⑥ パブリックコメントの実施支援

住民意見制度（パブリックコメント）により、基本計画案に対する町民の意見提案の募集を行うに当たり、町民からの意見に対する回答・資料作成及び計画反映への支援を行うこと。（令和6年2月頃予定）

⑦ 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ・基本計画 製本（カラー）100部及び電子データ
- ・事業報告書 1部及び電子データ
- ・その他 調査・分析資料 1部及び電子データ

(2) 基本計画策定委員会の運営支援

計画策定にあたって設置する基本計画策定委員会（以下、「委員会」という。）について、以下の運営支援を行うこと。

- ① 開催を予定（3回）している委員会に出席すること。
- ② 委員会の資料・議事録の作成を行うこと。
- ③ 委員会の運営及び議事進行に協力すること

5 委託金額（上限額）

金 6,990,500円（消費税を含む）

委託金額には、「4 業務内容」に定める内容を履行するための一切の経費（基本計画策定委員への報酬・費用弁償除く。）とする。

6 業務実施体制

- (1) 本仕様書及び企画提案書に記載された事項に基づいて本業務を実施すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては関係法令及び条例を遵守すること。本業務の実施に当たっては本町（地域振興課）と協議を行い、その意図や目的を十分理解したうえで、適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 本業務の全部または本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはな

らない。

- (4) 本業務の一部を第三者に委託する場合には、事前に発注者の承諾を得なければならない。

7 手続書類の提出

- (1) 業務着手にあたり、以下の書類を提出し、本町の承認を得るものとする。

- ① 業務着手届
- ② 業務計画書（業務概要、工程、体制、組織図）
- ③ 業務管理者届（経歴書）
- ④ 業務担当者届（経歴書）

- (2) 業務が完了したときは、業務完了届を提出するものとする。

- (3) その他、大井町契約規則及びに準ずるものとする。

8 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施に際し、本町（地域振興課）の指示があった場合には、その意図や目的を十分に理解した上で、速やかに対応すること。

- (2) 業務実施にあたっては、都度、本町（地域振興課）と連絡、打合せを行い進捗状況の共有や業務実施の方向性の確認などを実施すること。また、主要な打合せには業務管理者が出席することとし、打合せ後は速やかに議事録を作成し、本町へ提出すること。

- (3) 本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

- (4) 本業務の成果物及び関連資料等に関する著作権、知的財産権等の権利は本町に帰属するものとする。

- (5) 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係する法令条例等を遵守しなければならない。

- (6) 本業務において、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じる一切の責任は受注者が負うものとする。

- (7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、本町（地域振興課）と協議のうえ決定することとする。